

令和 6 年 滑川町農業委員会 第 11 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 6 年 11 回 15 日(金)			
開 会		令和 6 年 11 回 25 日(月) 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 6 年 11 回 25 日(月) 午前 9 時 50 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 13 名出席、1 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	欠 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		5 番	大 嶋 剛	6 番	吉 田 利 好

第 11 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 42 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 43 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 44 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和 6 年第 11 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。欠席の報告ですが、農業委員、議席番号 10 番田幡委員から欠席届が提出されています。農地利用最適化推進委員の欠席者はございません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和 6 年度第 11 回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。現地調査ですが 9 月 10 月 11 月と現地を見ていただいて、今年は特に暑かったり、雨も多かったり、またくずの生い茂っているところもあったのではないかと思います。引続きパトロールもよろしくお願いいたします。また、11 月 23 日の土曜日に第 34 回滑川町農業祭が、好天に恵まれ盛大に行われました。委員の皆さまには、大勢お越しいただきありがとうございました。これは毎年行われますので、何か良い意見がありましたら農業祭にお話できればと思います。今年もあと 1 ヶ月余りとなりました。年をとって 1 年が早いと感じます。今年も夏に 40 度以上になり、また秋がなくなったという声も聞きます。暑かったり寒かったりそんな中で皆さんも活動していただき、体調管理にも気を付けていただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、本日の提案される議案の慎重審議を皆様にお願ひし、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第 4 条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14 名中 13 名であります。滑川町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達しており

ます。令和6年滑川町農業委員会第11回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号5番大嶋委員、議席番号6番吉田利好委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第42号「農地法第3条(委員会)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第42号番号1、譲渡人は、議案第42号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、合計3030.00㎡になります。それでは議案書の1頁、資料は、議案第42号資料①、②と記載されているものになります。それではご説明致します。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、743㎡。字〇〇〇×××番地×××、田、農振地域内の農用地、1416㎡。字〇〇〇×××番地×××、畑、農振地域内の農地、871㎡になります。譲渡人は、〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請事由ですが、「営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したい」

というものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

14 番 2班班長、14番贄田です。11月21日木曜日午前10時より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名で、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

調査につきましては、私が担当ですので、続けて説明させていただきます。申請場所は、〇〇〇の東の農道、北に向かって×××mほど行った右側に×××番×××、〇〇〇を西に×××m位行き右折し、×××mほど行った左側に、×××番×××、同じく〇〇〇を西に×××m行って右折して、農道を×××mほど行った左側に×××番×××があります。合計しまして、3,030 m²になります。いずれの場所も境界杭を確認することができました。また、譲受人の会社からは×××m圏内の場所にあります。譲受人の□□□の耕作面積は、水田 399,154.24 m²、畑 7,360.12 m²で、〇〇〇地区の他、〇〇〇地区、〇〇〇地区でも行っています。耕作状況は、いずれも水稻や野菜類の栽培、その他保全管理をされており、遊休農地はありません。今回の申請は、営農規模拡大したいため、売買により農地の所有権を取得したいということです。労働状況は、現在3名で耕作を行っております。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。「譲渡人の□□□さんは、私の家は代々農家でしたが、〇〇〇ができてからは、駐車場と貸し自転車が稼業になりました。最近では、畑の管理もできず、荒れ果てている状況です。水田は□□□さんが作ってくれているので本当に助かっています。農機具もほとんどないため、これ以上、

農地を管理するのは大変なので、以前から手放したいと思っていました。譲受人の株式会社□□□は、私の家は大規模農家を目指して、主人の□□□が近所から田を借りて、稲作を中心に農業経営を行ってきました。平成31年にはさらに規模の拡大のために、株式会社□□□を設立しました。今年には、会社勤めしていた次男と農業大学校を卒業した孫も一緒に作業することになり、規模拡大も可能となりました。今回、□□□さんから農地を手放したいとの相談がありました。田はすでに借りて耕作していますし、畑も自分の自宅から近いので、私の会社で取得するのが両家にとって最良と判断し、売買する次第でございます。許可のほどよろしく申し上げます。」といったような内容になっております。農機具等はトラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、もみすり機1台を所有しております。この案件ですが、特に問題なく適当であると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。今回の申請は、農地を耕作及び保全管理していただく案件です。今後も、規模拡大により、遊休農地の解消に努めていただきたいと思います。周辺地域との関係、農薬の使用散布については、「地域への影響を考慮のうえ行います。また、地域との役割分担の状況は、農業の維持発展に関する話し合い、活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害等対策へ積極的に参加します。」とのことです。本申請に関する意見は以上になります。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 42 号番号 1 については、許可と決定いたしました。日程第 2 は以上になります。

議長 日程第 3、議案第 43 号「農地法第 5 条(知事)について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第 43 号「農地法第 5 条(知事)について」です。今月の申請件数は 2 件、1,012 m²となります。番号 1 から説明します。議案書 2 頁、図面は議案第 43 号資料 1－①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振地域内の農地、81 m²。同じく×××番×××、田、農振地域内の農地、453 m²。同じく×××番×××、田、農振地域内の農地、35 m²。同じく×××番×××、田、農振地域内の農地、127 m²の合計 4 筆、696 m²になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様他。譲受人は、〇〇〇×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、資材置場として利用したいというものです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3 班班長 9 番能見です。現地調査の結果につきまして報告いたします。11 月 22 日金曜日午前 8 時より、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で、現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては担当委員であります石川委員に説明をお願いいたします。

11 番 11 番石川光男です。現地調査報告をいたします。ただいま班長が申し上げた通り、11 月 22 日金曜日 8 時より、農業委員 2 名、

農地利用最適化推進委員 2 名、計 4 名で現地調査を行いました。現地では、農地との境界杭を確認いたしました。現地の場所でございますけれども、〇〇〇を右に出て〇〇〇のところの信号を左折し、×××キロ余り〇〇〇と現在の〇〇〇の交差点の左側にある現場でございます。本申請は、株式会社□□□が、現在の資材置場が手狭なため、新たな資材を置くスペースの確保が難しいということで、隣の農地を農地法 5 条申請により取得し、資材置場として利用しようというものです。添付書類として資金計画書、資材置場の設置に係る工事見積書、既存置場の配置図、農用地区域外証明書、現場写真などが添付されております。現地の状況は、山林と雑種地に挟まれた谷津上の土地であり、日当たりも悪く、大変しけた農業機械も入らない農地として利用することが大変困難な土地であります。隣地に農地は無く切土盛土を行わず、下流部のため池への雨水対策として、ブロックを 3 段積み、下流へは迷惑をかけないということでございます。よって、周辺の土地への悪影響は発生しないものと思われまゝす。理由書が提出されておりますので、少し長くなりますが、読み上げたいというふうに思います。「理由書、株式会社□□□、代表取締役□□□。当社は平成元年より〇〇〇内において、建設業を営んでおります。主に土木一式工事を請け負っているため、資材道具、鉄板、H 鋼、クレーンなどを保管する必要がありますが、本店は〇〇〇内にある資材置場を確保することができませんでした。そのため、会社設立当初より、会社代表者の住所地近くにおいて、現在ある資材置場を取得いたしました。工場の現場は関東一円であり、埼玉県滑川町は北関東へ行くにも非常に交通の便が良い場所です。当社では、現場で使用する資材の在庫が年々増加しております。過去 3 年間の資材の在庫は、増加量は以下の通りです。2021 年度、鉄板＋H 鋼材 530 t、2022 年度鉄板＋H 鋼材 820 t（290 t 増加）2023 年度、鉄板＋H 鋼＋チャンネル鋼材 1020 t（200 t 増加）2024 年度鉄板＋H 鋼＋チャンネル鋼材 1260 t（240 t 増加）現在既存資材置場の全体面積は 1,057 m²で、クレーンの資材、H 鋼、コン

プレス、各部材、ロードスクリー等置き場として利用しているところですが、重機の回転場所等のスペースを考慮すると、新たに資材置き場等を置くスペースの確保は難しい状況です。当該申請地を選定するにあたり、その他の候補地として検討した土地は以下の通りです。滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、山林 2,738 m²。現地調査の結果、土地の勾配が厳しく、資材置場として不適切と判断。次に滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、雑種地 237 m²。現地は既に所有者が資材置場に使用しており、交渉の結果、当社での使用は不可能と判断。次に滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑 1,248 m²。現地は農地として親族に承継したいとの意思が強く、当社での使用は不可能と判断。以上の結果を踏まえ、さらに候補地を検討していたところ、現在の資材置場のすぐ隣に希望した広さの申請地が空いているとのことで、所有者と交渉を行ったところ、売却しても良いというお話をいただきました。既存資材置場の 1,057 m²に新規資材置場 615 m²で、合計 1,753 m²になります。最大で鉄板を新たに 500 枚程度、H鋼 50 本を置く予定です。以上の通り、申請地は 50 年以上休耕地であること、地域の方からの草刈りなどをしっかりやってもらえると助かるとの声もあり、有効活用を図るため、資材置場として活用させていただきたいと考えています。また、設置する資材は有害なものではないため、周辺農地への影響はありません。以上相違ありません。」ということでございます。現在の申請地の状況、理由書の内容からも、本申請に係る転用はやむを得ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区担当□□□です。細かいことは、今申し上げた通りでございます。11月22日の8時から現地を調査いたしましたところ、南は山林、北に道路を進むと谷で農地として利用するのは、不適当と思います。よって転用は問題ないと思います。以上です。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この

件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 42 号番号 1 については、許可と決定いたします。つづきまして、番号 2 を事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 2、議案書 2 頁、図面は議案第 43 号資料 2－①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、316 m²になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。譲受人は、〇〇〇×××番×××号、□□□様。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅（建売分譲 1 棟）を建築したいというものです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

3 番 4 班班長 3 番の赤沼裕です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。11 月 22 日金曜日 8 時から、農業委員 3 名、農地利用最適化推進委員 2 名で申請案件の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります大嶋委員に報告をお願いします。

5 番 4 班 5 番大嶋剛です。班長がおっしゃった通り、11 月 22 日午前 8 時より、現地調査を行いました。この土地は〇〇〇から北に向かい、信号右折し、町道×××号線を×××m ぐらい行ったところの土地です。本物件は、今年 4 月 20 日に現地調査を行った土

地の西側に位置します。既に隣接する周辺は宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。□□□氏が買収をし、分譲住宅を計画していきたいというものでございます。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。「理由書、私は○○○内で、平成18年から宅地建物取引業を営んでおります。事業計画地は、都市計画法第34条第11号の区域に該当し、分譲が可能です。周辺は宅地に囲まれており、農地に影響はありません。上記土地は、若者夫婦等に格安で販売する計画であります。市街化区域に近く、前面道路、水道、下水のインフラも整っており、○○○駅から×××mと近く、通勤通学、買い物等の居住環境に恵まれた土地です。なお、以前の規定による許可を行った月輪7棟分譲は、開発許可の工事完了検査も終わり、これから建築工事が開始になりますが、既に全区画完売となっております。以上の理由により分譲建売住宅を格安にてユーザーに提供したいと考え、申請いたしますのでよろしく、許可くださるようお願いいたします、□□□。」ということで、駅に近いことから、理由書の通り、利便性の高い土地であります。添付書類として、資金計画書等、排水については、公共下水道に接続しております。また、周辺の農地もございませんので、支障がないというふうに思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。先ほど大嶋委員から詳しく説明がありましたように、現地調査を行った結果、周辺農地が多少はありますが、悪影響はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 42 号番号 2 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 44 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第 44 号「農地法 5 条(届出)について」。議案書の 3 頁、議案第 44 号資料 1 と記載されているものをご確認下さい。今月の届出案件は 1 件、162 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となります。所在地は、〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、162 m²になります。位置については、議案第 44 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、〇〇〇市〇〇〇×××番×××号〇〇〇、□□□様他 1 名です。届出事由は、「使用賃借権 30 年を設定し、自己用住宅を建築するため、転用したい」というものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは議案第 44 号の質疑を終了いたします。
日程第 4 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 6 年第 11 回総会

は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましては、慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 急に寒くなってきました。どうぞ皆さん、健康に留意してお過ごしください。以上で令和6年第11回滑川町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年12月20日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 大 嶋 剛

署名委員 吉 田 利 好